

【その他】

支援策の名称	30 伊達市社会福祉協議会災害見舞金	
支援の種類	支給	
支援の内容	伊達市社会福祉協議会災害見舞金の規定により、被害を受けた居住世帯の世帯主に対し、災害見舞金を支給します。なお、アパート等居住世帯も該当しますので、罹災証明書の発行を受けてください。	
支給基準	全壊世帯 3万円 半壊世帯 1万円	
お問合せ先	伊達市社会福祉協議会 024-576-4050	担当課 健康福祉部社会福祉課